

令和3年7月8日付け栃労発基0708第2号「[労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関手続について](#)」をもって、栃木労働局長より会員企業等への周知依頼がありました。

珪藻土バスマット等の石綿を含有するおそれのある物を輸入する場合の措置等に係る改正石綿則等に関しては、当協会6月2日付新着情報にて既報しているところです。

本件は、珪藻土バスマット等の輸入通関が円滑に行われるための輸入通関手続に関する定めとなります。

詳細は

○ [厚生労働省「珪藻土バスマット等の輸入手続など」](#)をご覧ください。